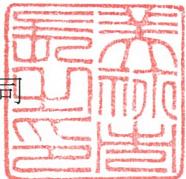


美生第146号  
令和3年5月18日

山口県知事 村岡 嗣政 様

美祢市長 篠田 洋司



天井山風力発電事業（仮称）に係る環境影響評価方法書について（回答）

令和3年2月5日付け令2環境政策583号で照会のありました標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。

美祢市市民福祉部生活環境課

担当：永富

TEL:0837-53-1090 / FAX:0837-53-1099

e-mail:kankyou@city.mine.lg.jp

## 別紙

### 1 対象事業実施区域の設定等について

計画段階環境配慮書と比較すると、対象事業実施区域は、花尾山を除外するなどの絞り込みを行う一方で、大型部品の搬出入ルートの設定に伴う道路拡幅の可能性がある箇所を含めたため、風力発電機の設置対象外の区域が拡大している。

このため、以降の手続においては、本方法書で示した対象事業実施区域や風力発電事業の規模を拡大することの無い事業計画を検討すること。また、対象事業実施区域や風力発電事業の規模を変更する場合は、その検討経緯、理由を明らかにすること。

### 2 騒音・振動等について

対象事業実施区域周辺の住居等に対する騒音、超低周波音、振動、風車の影等による影響については、風力発電機の配置及び機種並びに機材搬入路を含めた工事計画を検討することだが、本方法書ではそれらの詳細な記述はなく、計画熟度の低い箇所がみられる。周辺住民への影響を回避、低減する工事計画を検討するとともに、以降の手続において、詳細な工事計画を明らかにすること。

### 3 景観について

国指定特別天然記念物「秋吉台」からの眺望景観に変化が生じる可能性があるため、視覚的变化が景勝地としての価値を低減させることの無いよう、複数の風力発電機の配置案を示すなど、景観への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。

また、計画段階環境配慮書についての市長意見に対する事業者の見解として、方法書以降の手続においては、美祢市自然保護協会等の関係団体や、一般社団法人美祢市観光協会等、秋吉台周辺における観光事業者へも広く意見照会を行うよう努めると記載されているが、本方法書への記載がない。

以降の手続において、その結果について明記すること。

### 4 自然災害について

対象事業実施区域周辺における自然災害への安全対策について、専門家等への意見聴取を行うなど、十分な調査、検証に努めるとともに、その結果については、以降の手続において明記すること。

## 5 水質について

### (1) 水の利用状況等を考慮した評価について

別府弁天池は飲料水や鱈の養殖、農業用水として利用されており、また、秋芳町八代地区付近ではゲンジボタルへの影響を考慮する必要があるなど、水質の調査地点によっては、配慮する項目が異なる場合がある。このため、農業用水として利用している地点の水質調査は、流量の変化を予測した評価を行うなど、水の利用状況等を考慮した評価を行うこと。

また、水質の調査地点が適切に設定されているかどうか、今一度集水域等を確認し、利用状況等に応じた調査が必要な場合は、調査地点の追加を検討すること。

### (2) 別府弁天池等湧水地の水質調査について

本方法書における水質の調査地点として別府弁天池が設定されているが、別府弁天池の集水域が明記されていない。別府弁天池の水質への影響を予測する際には集水域がどの範囲であるか示す必要があるため、文献調査等により集水域を明らかにした上で、予測、評価を行うこと。

また、対象事業実施区域周辺には、別府弁天池以外にも湧水地が点在していることから、それらの湧水地における調査、予測、評価を検討すること。

### (3) 地下水等への影響について

今回の事業は風力発電所の設置であるため、環境影響評価項目に地下水は選定されていないが、対象事業実施区域周辺には多数の湧水地が点在している。そのため、今後の工事計画により地下水への影響が認められる場合は、地下水を評価項目に選定し、風力発電機設置が地下水に与える影響を、適切に調査、予測、評価すること。

また、土壤に与える影響についても同様である。

## 6 底生動物調査について

本方法書に記載の水質調査地点においては、底生動物調査が行われることとなっているが、別府弁天池のみ底生動物の調査地点に設定されていない。このため、別府弁天池においても底生生物の調査を実施するとともに、調査する場合は、指標生物を定量的に把握することにより、理化学調査による水質調査を補完することができることから、定量的な調査の実施を検討すること。

## 7 関係者への説明等について

対象事業実施区域の土地所有者や周辺住民にとって、本事業は生活環境に多大な変化をもたらすことから、以降の手続においては、これまで以上に積極的な情報提供や丁寧な説明を行うとともに、関係者の理解を得ること。

特に、周辺住民の意見については真摯に対応すること。